

青森県では、県内私立高等学校に通う生徒の皆さんを対象として、**授業料等への支援**(高等学校等就学支援金・青森県私立高等学校等就学支援費補助金)と**教育費への支援**(高校生等奨学のための給付金)を実施しています。

これらの制度では、受給資格の要件があり、保護者の年収等により対象とならない場合があります。

でも、

**県の修学支援制度には、  
家計急変世帯に対する  
支援制度があることを  
ご存じですか？**

### 家計急変の対象となる世帯は？

保護者自身の意思によらない離職や減収の場合に対象となり、具体的には、

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による急な解雇
- 事故などによる怪我や病気による就労継続困難 などの場合となります。

### 支援額は？

各制度により受給資格の要件が異なりますが、対象となった場合における支給額は、

- 授業料に対する支援は月額 33,000円
- 教育費への支援は月額 12,500円

となります。(支給月額はあくまでも最大値であり、制度の詳細と併せて、下記の問い合わせ先に確認してください)

### 申請方法は？

各制度により指定された様式にて、書類を提出していただく必要がありますので、お手数ですが、各私立学校窓口か青森県総務学事課までお問い合わせください。

## ～お問合せ先～

生徒の皆さんが在籍している**各私立高等学校の窓口**  
または、青森県庁 総務部 **総務学事課 学事振興グループ**  
住 所：青森市長島1-1-1 (青森県庁内)  
電話番号：017-734-9869